

大田市告示第49号

大田市畜産関係補助金交付要綱（平成17年大田市告示第86号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大田市長 楫野弘和

第2条第2項の表畜産総合対策事業費補助金の項を削り、同表肉用牛等振興対策事業費補助金の部を次のように改める。

肉用牛等振興対策事業費補助金	増頭対策及び育種改良に重点を置き、銘柄牛の定着化と生産性の向上を通じて肉用牛振興を図るとともに酪農経営の安定化を支援する	(1) 子牛出荷円滑化事業 市場開設協力員の出荷に要する経費	1 / 2 以内	農業協同組合
		(2) 全共等推進事業 全共等の好成績を目指す事業	1 / 2 以内	農業協同組合
		(3) 基礎雌牛整備事業 繁殖用基礎雌牛の導入に要する経費	1 頭当たり定額	農業協同組合
		(4) 優良雌子牛保留事業	1 / 2 以内	農業協同組合

		優良系統牛から生まれた牛の保留に要する経費		
		(5) 飼育管理改善事業 牛舎改善等に要する経費	1 / 4 以内 (上限 100 千円)	農業協同組合
		(6) 畜産アドバイザー活動支援事業 アドバイザーの活動経費	1 / 2 以内	農業協同組合
		(7) 畜産総合センター利用促進事業 畜産総合センターの利用料助成	1 / 2 以内	農業協同組合
		(8) 肥育関係助成金 検査により判明した牛 伝染性リンパ腫陽性子牛を飼育	定額	改良組合

		する繁殖農家から、管内肥育農場が市場平均価格で引き取り、出荷時まで発症した場合の補填金		
		(9) 子牛共済事業共済金積立てに要する経費	定額	改良組合
		(10) 産地創生事業販売促進活動(管内肉用牛)に係る経費	定額	石見銀山和牛産地拡大協議会

第2条第2項の表公社営畜産基地建設事業費補助金の部、放牧推進事業費補助金の部、強い農業づくり補助金の項及び鶏糞ペレット化販売促進モデル事業の項を削る。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。